

渡邊邸展示パネル等制作業務委託仕様書

1 業務名

渡邊邸展示パネル等制作業務

2 目的

本業務は、国指定重要文化財渡邊邸が有する歴史的・建築的価値を、一般観光客及び増加するインバウンド旅行者に対して効果的に発信し、その魅力や文化的背景への理解を深めることを目的とする。そのため、既存の展示パネル及び案内表示のリデザイン、並びに新規パネル等の制作を行うとともに、多言語化（英語対応）を適切に図ることで、国内外の多様な来訪者の鑑賞の満足度を高めるとともに、邸内の円滑な回遊と多言語による展示環境を整備するものである。

3 業務概要

（１）契約方法

公募型プロポーザルにより選定された委託候補者との随意契約

（２）業務対象地

関川村大字下関地内

（３）業務期間

契約締結日から令和８年１２月２８日（月）まで

4 業務の内容

作成にあたっての資料等については委託者から提示する。これらの内容を基に委託者とも十分協議の上作成を行うこと。

（１）既存展示パネルのリデザイン 19 点

- ①実際に展示するパネルを制作すること
- ②校正は２回以上とすること
- ③日本語と英語の二か国語表示とすること

（２）案内表示のリデザイン 22 点

- ①実際に展示する案内表示を制作すること
- ②校正は２回以上とすること
- ③日本語と英語の二か国語表示とすること

（３）新規パネル作成

- ①実際に展示するパネルを制作すること
- ②校正は２回以上とすること
- ③日本語と英語の二か国語表示とすること
- ④サイズは外寸H1600mm～1690mm×W1000mm～10520mmの範囲内とすること
- ⑤内容、枚数は次のとおりとする
 - ア 渡邊家家系図 5 枚
 - イ 633制 5 枚
 - ウ 大したもん蛇 5 枚

（４）文化財周辺案内マップの作成

- ①日本語と英語の二か国語表示とすること

(5) 既存案内看板に貼付するQRコード作成 7箇所

①既存パネルの文言を英語に翻訳すること

②翻訳したWEBサイトのQRコードを作成し、既存パネルに貼付すること

(6) 御邸印のデザインの作成

①木羽にレーザー加工機で彫刻するデータの作成

②デザインは標準、春、夏、秋、冬の5パターン作成すること

(7) 太刀に関する土産物提案

①渡邊家保存会所有の太刀に関する土産物を新たに3点以上提案すること

5 成果品

(1) 既存展示パネルのリデザイン 19点

(2) 案内表示のリデザイン 22点

(3) 新規パネル作成

ア 渡邊家家系図 5枚

イ 633制 5枚

ウ 大したもん蛇 5枚

(4) 文化財周辺案内マップの作成 500部

(5) 既存案内看板に貼付するQRコード作成 7箇所各5部

(6) 御邸印のデザインの作成 デザインデータ

(7) 太刀に関する土産物提案 試作品

7 留意事項

- (1) 成果品に対して、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、委託者の責めに帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任で当該問題を処理し解決することとし、また、当該問題によって委託者に損害が生じた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- (2) 委託者は、8(4)イに定める目的および範囲において、本業務で納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネットや放送番組等のあらゆる媒体で公表、公開、配布または放送等することができるものとする。
- (3) 受託者は、業務に関連する事故が発生した場合、直ちにその報告と対応措置などを委託者に報告し、措置後の詳細な経過及び結果報告を文書で行うこと。
- (4) 本仕様書について、疑義が生じたときや定めのない事項又は細部の業務内容を決定する場合は、協議の上進める。

8 契約に関する条件等

(1) 再委託等について

受託者は、本業務の全部もしくは一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、一部委託についてあらかじめ委託者の承認を得た場合は、この限りではない。

(2) 業務完了報告

業務完了の際には、速やかに業務完了報告書を提出し、承認を受けることとし、合格と認められないときは、委託者の指定する期日までに補正を行うこと。

また、その場合の費用については、受託者の負担とする。

(3) 業務の履行に関する措置

ア 委託者は本業務（再委託をした場合を含む。）の履行につき著しく不相当と認められるとき

は、受託者に対してその理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを要求する場合がある。

イ 受託者はアの要求があったときは、当該要求に係る事項について決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に委託者に書面で提出しなければならない。

(4) 権利の帰属等

ア 本業務の実施以前から委託者、受託者または第三者が有する著作権その他知的財産権は、それぞれ従前の権利者に帰属するものとする。

イ 受託者が本業務において新たに制作した成果物のうち受託者が著作権を有するものについては、受託者は委託者に対し、本業務ならびにこれに付随する文化財の保存・活用、観光案内、広報、記録、情報発信等の目的に必要な範囲で、期間の制限なく無償で利用することを許諾する。

ウ 成果物に翻訳物その他第三者が著作権その他の権利を有する著作物等が含まれる場合、受託者は、受託者の責任において、本業務及び前号に定める委託者の利用に必要な権限を確保するものとする。ただし、委託者から提供または、使用を指定された著作物等に起因する場合及び納品後に、本契約上合意した範囲を超えて委託者または第三者が行った改変・利用に起因する場合については、この限りでない。

エ 委託者が、前各号に定める目的、または範囲を超えて成果物を利用し、改変し、または別の事業、媒体、商品等へ転用する場合は、その利用方法、利用条件および必要に応じた対価について、事前に受託者と協議するものとする。

オ 編集可能な制作データ、作業途中のデータ、素材データ、ラフ案その他成果物の制作過程において作成または使用したデータについては、仕様書その他契約書類に成果品として明記されたものを除く、納品成果品には含まれないものとする。

カ 前号に関わらず、御邸印については、委託者がレーザー加工機等により製作を行うために必要な加工用完成データ（Adobe Illustrator 形式、DWG 形式等）を成果品として納品するものとする。

キ 採用に至らなかったデザイン案、ラフ案、企画案その他提案物については、別途合意した場合を除き、納品成果品及び利用許諾の対象には含まれないものとする。

ク 著作者人格権は、著作権法の定めるところにより著作者に一身に専属するものとする。委託者が成果物の内容、表現、意匠その他に変更を加える場合は、法令により認められる場合を除き、あらかじめ受託者と協議するものとする。著作者名の表示については、成果物の性質、媒体および利用方法を踏まえ、必要に応じて委託者と受託者が協議して定めるものとする。

ケ 受託者は、本業務の終了後、成果物を自己の制作実績として、Web サイト、ポートフォリオ、業務実績資料等に掲載・表示することができるものとする。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示及び漏えいについて、善良なる管理者の注意をもってその情報を管理・保持すること。また、契約終了後も同様とする。

(6) 関係法令の遵守

受託者は本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。万一問題が発生した場合は、受託者が責任をもって対応すること。

9 問い合わせ先

関川村教育課 生涯学習班 渡辺 電話：025-64-1491

メール：syogai-gakusyu@vill.sekikawa.lg.jp